

『東三河後見センター』会報 第53号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 2 年 9 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

10 月から市民後見人養成講座が始まります

10 月 17 日から 3 年ぶりに市民後見人養成講座が始まります。(詳しくは 2、3 ページをご覧ください。) 東三河後見センターの一番の特徴は「市民参加の法人後見」という点です。9 月 18 日現在、法人後見受任者の半数を市民後見人の皆さんが担当しています。(詳しくは 8 ページをご覧ください。) 東三河後見センターの法人後見は市民の参加により支えられていることが、他ではあまり見られない、誇るべき特徴だろうと思います。

しかし、この特徴は市民の参加を得る活動を継続しない限り途絶えてしまいます。参加する市民の多くは年金生活の市民であり、今ではほとんどの方が 65 歳以上です。65 歳で市民後見人養成講座を修了し、66 歳から当法人の法人後見の担当者として活動を開始するとして、10 年経つと 75 歳となり、後期高齢者の仲間入りです。当法人の法人後見に市民参加が実際に始まったのは平成 24 年(2012 年)ですので、一番長く活動している市民後見人は 10 年目に入っています。市民後見人の活動期間はいつまでも元気に長く活動していただければ、それにこしたことはありませんが、いずれ交代時期が来ることは覚悟しておかねばなりません。法人後見の受任件数の増加とそうした交代の準備として、1 年おきには市民後見人養成講座を開講し、新たな市民の参加を募っていくことが必要と考えています。

「ボランティア」の位置づけと契約のあり方について

市民後見人養成講座の開講と合わせて、「市民後見人の活動の手引(東三河版)」作成委員会(齋藤尚委員長)が 8 月から始まり、月 1 回のペースで来年 2 月まで開催される予定です。「市民参加の法人後見」の 9 年の実績を踏まえて、改めて東三河後見センターなりの「市民後見人の活動の手引」をまとめなおしてみようという趣旨です。

最初の難関が「ボランティア」ということです。当法人で実際に活動している市民後見人の皆さんに市民後見人の活動の実感を聞くと、ほとんどの方が「ボランティア」と答えます。ボランティアの要件の一つを「無報酬」とすると、難しい問題が発生します。市民後見人の方が法人後見一人を担当すると月 5 千円が当法人から市民後見人の方に支払われています。これは労働の対価か？

法人後見 1 件を担当すると、基本的には担当した被後見人等の方がお亡くなりになるまで担当の仕事が続きます。被後見人等の方の容態が急変したときや転倒して骨折した時など、緊急時の対応に呼び出されることもあります。法人後見の担当者には、選択肢があり自発的になるのですが、いったん担当者に決まると、その責任の重さと時を選べない活動の困難さなど、通常のボランティア活動とは大きく異なります。そうした労に報いる少額の謝礼は、ボランティアに反するものではないと思います。

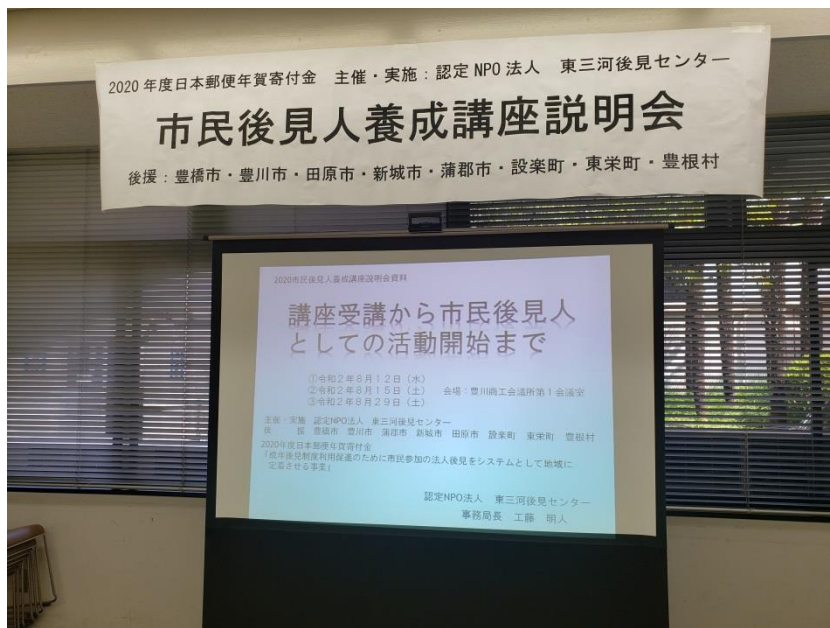
市民後見人の方とは「業務委託契約」を結んでいます、「市民参加の法人後見」の契約書としては適切ではないとの意見が上述の市民後見人の活動の手引作成委員会では出されました。現状の活動にふさわしい契約のあり方を検討する予定です。

(代表理事 長谷川卓也)

市民後見人養成講座

「２０２０年度日本郵便年賀寄付金」の助成をうけて、いよいよ市民後見人養成講座が始まります

新型コロナウイルス感染拡大防止という状況下にあって、日程が変更になるかもしれないという不安を抱えながら、養成講座の説明会を開催しました。



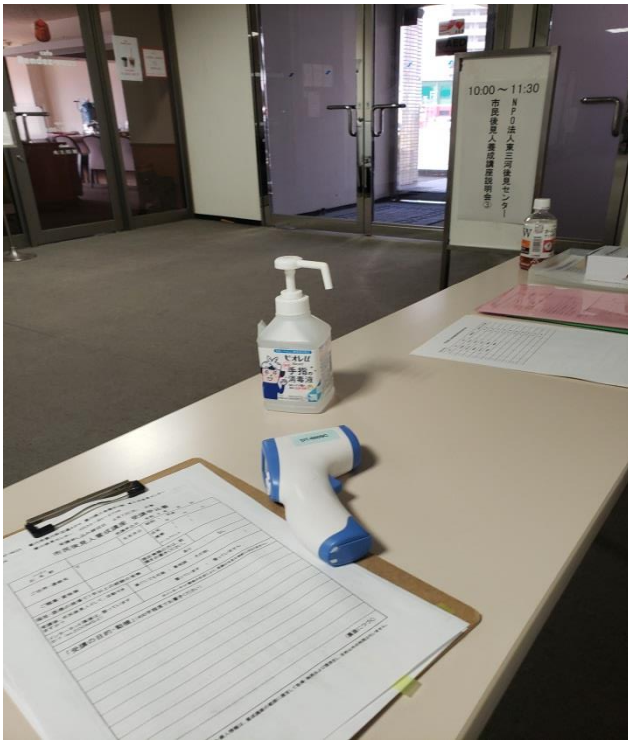
8月12日(水)には11名、
15日(土)には6名の参加がありました。ちょうどお盆休み期間であったため、急遽8月29日(土)にも臨時説明会を開催し、5名の方に参加していただきました。

酷暑の中でありましたが、3日間合計22名の方に参加いただき、参加された方の成年後見制度に対する非常に高い関心と熱意を感じることができました。

当日は、法人の長谷川代表理事の挨拶に始まり、スライドを使った講座内容の説明を、工藤事務局長が行い、古川理事からスライドで「成年後見制度」を分かりやすく説明していただきました。

古川理事の説明の導入時、4年前の市民後見人養成講座では、自分は受講者だったが、今は市民後見人として活動していると前置きされ、非





常に思いのこもった内容に、参加された方々は、熱心に耳を傾けていました。

申し込みいただいた方は18名です。10月17日(土)からは、いよいよ基礎研修が始まります。月に2回程の養成講座ではありますが、実務研修、現場実習、フローアップ研修と、非常に長期間にわたります。毎回の検温、手指消毒、マスク着用、そして3つの密を避けて行われる研修、この新しい研修スタイルに慣れながら、市民後見人への道を歩いていきましょう。

(文責 山本 達也)

市民後見人の活動の手引き作成委員会

令和2年8月28日(金)13:30~15:30、豊川商工会議所1階の第5会議室において、第1回「市民後見人の活動の手引(東三河版)」作成委員会が行われました。参加者は、出席委員が、池田進(当センター理事)、齋藤尚(弁護士)、杉山智子(当センター職員)、柘植仁美(豊川市成年後見支援センター所長)、古川伸(当センター理事)、米山昌志(元名古屋家庭裁判所豊橋支部書記官)の6名(以上、敬称略)、事務局より、井上裕一(当センター職員)、長谷川卓也(当センター代表理事)の2名です。

議題は、1.委員会の目的の協議・確認(事務局案について)、2.委員長と副委員長の互選、3.今後の予定の検討・確認(事務局案について)、4.「はじめに」の協議(文体と内容について)、5.議事録について、6.次回の予定と資料の確認、の6つでした。

このうち、2.については、齋藤尚弁護士が委員長に選任され、今後議長を兼任することになりました。また副委員長は



池田進氏が選任されました。

3.については、来年 3 月までに、本委員会で作成された「活動の手引」を日本郵政に提出する点、「活動の手引」の原稿案は東三河後見センターに一任しそれを各回で協議する点、などが確認されました。

4.については、文体を「です・ます調」で統一することに決定されました。

その後、各議題が協議された後、「手引き全体の内容」や「市民後見人活動」等についての意見の交換や確認が行われました。

まず、「本手引」の配布部数・対象について、「印刷数は 300 部、市民後見人・正会員・賛助会員に 130 部配布する。残りの 170 部については、今後東三河後見センターで活動する人や民生委員等が対象に考えられるが、これについては、おいおい決定していきたい」、という点が確認されました。



また、「本手引」の内容について、「交通費の計算等について議論がわかるかもしれないが、本手引きでは細かい規程などには深入りせずに、大まかな流れや枠組みを記載して欲しい」、という意見が出されました。

市民後見人の活動においては、民法で定められた財産管理や身上監護の契約等に加えて、法律では定められていない「事実行為」が重要となります。しかしながら、明確な基準がないため、市民後見人にとって過大な負担になったり、被後見人に対して善意の押しつけになる恐れがあります。この点について、「社会福祉士や社会福祉協議会が行っていない水準で、当法人は事実行為を行っているが、それをどうしていくのか整理していきたい。」、「市民後見人は後見人としての義務を超えるボランティア志向の人たちであるが、あまりにも負担が大きくなってはいけなないので、このバランスをどうとらせるかが重要である。担当者自身にとっても、義務と事実行為の境界が不明瞭であるため、コラム等で具体的に例示することも考えられる。」といった意見が出されました。

本委員会には、昨年度まで名古屋家庭裁判所豊橋支部の書記官であった米山昌志氏が参加していますが、市民後見人や東三河後見センターの法人後見について、裁判所側の視点に立った貴重な意見が出されました。米山氏によれば、「裁判所にとって、『市民後見人』とはあくまで社協等の支援員を指す。これまで、裁判所では『個人』の市民後見人を全く任命しておらず、東三河後見センターの担当者も、あくまで『一支援員』とみなしている。」、「よって、『俺が単独の市民後見人だ』という感覚で行動してもらっては困り、担当者個人が権限を行使するのではなく、あくまでも法人の一員として権限を行使していると理解し行動して欲しい。担当者が単独で即断即決、暴走しているのではないかとと思われるケースを、実務上でも数多く見てきた。」とのことでした。

当センターでは、これまでの経験やスキルを活かしながら、多くの方々が活躍されています。後見人としての権限は、あくまでも東三河後見センターという法人に対して与えられており、各担当者に委任されているわけではないという点を再確認する一方で、各担当者の熱意や意欲をそがないようにいかに活動してもらうかが、今後の当法人の課題といえます。この点についても、本作成委員会で十分に討議され、一定の指針が出せればと思います。

(文責・井上裕一)

会員紹介

市民後見人養成研修を修了して9年たちました・・・

蒲郡市 大須賀 康

大変ご無沙汰しております。

私は、平成12年3月に某金融機関を定年退職し、その後、一般企業へ再就職しました。そこでは、前職の経験から経理を担当する以外に社員の社会保険や年金など、今まで経験したことがない分野も担当することになったため、知識を得るために本を買い込み、理解できないことは直接所轄の署などへ出向いたり電話で質問するなど、忙しい日々を過ごしました。

丁度その頃は、妻が地区の民生委員をしており、町内の方々からの相談に応じている様子を見かけると、自分も忙しいなりに健康なうちは少しでも人様のお力になれたらなと思うようになりました。

それから数年後、広報に東三河後見センターさんが後見人の養成研修を始められるという記事を妻から見せられると同時に背中を押され、受講させていただくことになりました。

平成23年10月には「市民後見人養成研修修了証」をいただき、今の仕事に少しでも時間的に余裕ができれば力不足ですが受任のお手伝いをさせていただきたいと思っていましたが、仕事量は増えることはあっても減る様子がなく、ついに傘寿も過ぎて今日に至ってしまいました。

正直なところ、温厚で優しくて尊敬できる長谷川代表に対して、何のために受講させてもらったのか、そのことに後ろめたさを感じると同時に申し訳ないという気持はぬぐいきれません。

今後は、今の自分にできる範囲で、何らかのお手伝いをさせていただければと思う次第です。

ケースファイル 29

「ペットの犬の引き取り先が決まって」

東三河後見センター 鈴木光子

私が後見を担当しているAさんは81歳の女性です。集合住宅で弟と同居していましたが弟が2年前に急死した為どうしてよいかわからず市役所に相談しました。社会福祉協議会が支援し受診により混合型認知症の診断が出ました。親族が不在のため市長による申し立てを行い東三河後見センターが後見人に選任されました。

初めて訪問したとき部屋のにおいが気になりました。禁止されている犬を飼っているためで小型犬でほとんど吠えないので苦情は出ていませんでした。Aさんは脳梗塞の後遺症で構音障害があり歩行が不安定です。金銭管理やいろいろな手続きができません。介護保険の訪問看護で服薬管理を行っていました。買い物は週に数回タクシーを利用し一人で行っていました。独り暮らしが困難と思われましたが穏やかな性格のAさんが「犬のみいちゃんとずっとここで暮らしていきたい」と強く言われましたので出来るだけ今の生活が継続できるように支援していこうと思いました。

ゴミ出しの曜日や分別ができず自治会で問題になっていることがわかりました。歩行が不安定で転倒の危険がありますが自分で買い物に行きたいと言われます。ケアマネと相談

してヘルパー訪問で家事援助を行うことにしました。何か起きても Aさんから連絡してくる事はないので安否確認のため出来るだけ人が訪問するようにしました。

その後犬の状態が悪くなり Aさんは犬に頻繁に噛まれるようになりました。傷の化膿により病院通いが始まりました。Aさんも心臓の病気により歩行が悪化し失禁が増え紙パンツ使用になりました。ある日 Aさん宅のトイレの詰まりにより階下の家に水漏れしたと自治会から連絡がありました。階下の人は台所が水浸しになったと非常に怒って「これから先何が起きるかわからない。こういう事が二度と起きないように対応してほしい」と言われる。Aさんは何故詰まったのかわからないとのことでした。

後見人、ケアマネ、訪問看護で Aさんに現在の状態を話し施設入所を勧めました。Aさんは犬のみいちゃんが死んだら入所すると言っただけで困りました。ただ話し合ううちに犬の引き取り先があれば良いと気持ちが前向きになったので引き取り先を捜し安城市の NP0 法人アニマルレスキューに引き取ってもらうことができました。入所先はケアマネから老人保健施設を紹介してもらいました。それから急速に話が進み 1 ヶ月後に入所となりました。



入所後 Aさんに面会して様子を聞きました。「皆とても親切で安心した。困ることは何もない。ここにずっと居たい」と言われる。その言葉を聞きほっとしましたが気が抜ける感もありました。

そのあと集合住宅の退去の手続きに入りました。裁判所に借家の処分許可申請を行い Aさんの許可を得て業者に家財の全処分を依頼しました。20年間住んだ家の家財は大量で費用もかかります。約 1 ヶ月後住宅の退去審査が完了しました。

Aさんはこのままずっと老人保健施設に入所したいと言っていますが老人保健施設は短期入所施設のため現在、グループホーム入所の手続きを進めています。そこで安心して生活できることを願っています。

Aさんの後見を担当してから本当にわからないことが多くその度に後見センターで相談しケアマネに相談しいろいろな情報を教えてもらい施設に入所することができました。Aさんをこれからも後見人として支援していきたいと思います。

東三河後見センターの今後の予定(10月～12月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前 9 時 15 分～午前 11 時
場 所 豊川商工会議所1階 第2・5 会議室

10 月 13 日 事務局会議 13:30～ 事務所内
10 月 17 日 市民後見人養成講座①
10 月 30 日 市民後見人の活動の手引き(東三河版)作成委員会
10 月 31 日 市民後見人養成講座②
11 月 7 日 市民後見人養成講座③
11 月 10 日 事務局会議 13:30～
11 月 20 日 理事会 18:30～ 第 2 会議室
11 月 27 日 市民後見人の活動の手引き(東三河版)作成委員会
11 月 28 日 市民後見人養成講座④
12 月 8 日 事務局会議 13:30～ 事務所内
12 月 19 日 市民後見人養成講座⑤



12 月 28 日～1 月 3 日まで
冬期休暇予定です。

令和2年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和2年9月16日現在)

正会員費納入者（敬称略） 54名

- ・今泉博充 ・加藤啓子 ・荻邦子 ・近藤由美子 ・齋藤尚 ・井上裕一 ・武重傳
- ・細野京子 ・二村良子 ・石原香 ・花田玲子 ・上江道子 ・小野晴美 ・鈴木光子
- ・倉本秀子 ・坂柳ゆかり ・工藤明人 ・山本達也 ・星野裕 ・足立和男 ・田中幸一
- ・水野美知代 ・神谷典江 ・福住幸子 ・岡本守 ・長坂宏 ・本多啓枝 ・工藤たか子
- ・池田進 ・舟越正行 ・丸山智子 ・村川賢一 ・豊田和浩 ・古瀬修 ・高森陽一郎
- ・金田貴子 ・古川伸 ・杉浦弥生 ・杉山智子 ・西川邦輔 ・小林佳子 ・影山恒太
- ・水野遠次 ・大嶽理恵 ・五十嵐光子 ・梅田大己 ・中島由恵 ・飯星睦夫
- ・長谷川卓也 ・緒河睦子 ・高柳大太郎 ・彦坂敏 ・三浦正博 ・藤田慎

賛助会員費納入者（敬称略） 56名

- ・寺部敦子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・夏目みゆき ・樋口茅子 ・都築昭吉 ・藤井幸夫
- ・田中剛 ・秋田誠二 ・八木憲一郎 ・西田初美 ・小川祐子 ・工藤栄 ・足木充邦
- ・清水則子 ・日比修治 ・額光幸 ・藤倉陽子 ・水野登代子 ・朝倉保 ・中谷芳孝
- ・夏目滋 ・多々内崇文 ・金沢富雄 ・石原紀久代 ・伊与田千鶴子 ・大須賀康
- ・山本範正 ・長谷川泰子 ・彦坂ケサエ ・横田和子 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・伊藤文則
- ・高橋正 ・勝見康夫 ・渡部耕二 ・吉本京子 ・伊藤忍 ・成瀬明子 ・森岡真司 ・坂口幹子
- ・岡本由紀子 ・津田勾子 ・中野正二 ・斎藤啓治 ・丸山博子 ・豊田弘子 ・田村陽子
- ・廣永義昭 ・杉原昌博 ・内藤加代子 ・藤田裕子 ・牧野賢太郎 ・大林充始 ・渡邊雅子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）6法人

- ・APPLE(株)近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会
- ・豊川市知的障害者育成会 ・豊川市精神障害者家族会「むつみ会」

寄付者（敬称略） 41名

- ・加藤正則 ・加藤明代 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・小川祐子 ・日比修治 ・野呂壽海雄
- ・蟹江充子 ・松下啓子 ・和田肇 ・金沢富雄 ・二村良子 ・石原香 ・小野晴美 ・鈴木光子
- ・足立和男 ・渡部耕二 ・村川賢一 ・福住幸子 ・岡本守 ・今泉全勝 ・星野裕 ・丸山智子
- ・池田敏晃 ・石原拓海 ・石原育代 ・伊東弘子 ・舟木理恵 ・池田知浩 ・岡本みち子
- ・舟越正行 ・井上義臣 ・榊原浩一郎 ・榊原佳代 ・中島由恵 ・夏目恂 ・古川伸
- ・杉山智子 ・西川邦輔 ・山本達也 ・天野しづか

2020（令和2）年東三河後見センター行事予定（2020. 9月修正）

ホームページに掲載のカレンダーにある理事会開催日は隔月第3金曜日に実施。ミーティング等の会場の変更がありました。また、年賀寄付金の助成による「市民後見人養成講座」「市民後見人の手引きの作成委員会」の日程も決定しましたので追記しています。ホームページでご確認ください。



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和 2 年 9 月 18 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和 2 年 3 月 31 日現在	62	22	12	1 (保佐)	97
受任者数 (令和 2 年 4 月～)	3	2	1	0	6
終了 (令和 2 年 4 月～)	4	1	0	0	5
令和 2 年 9 月 18 日現在受任	61	23	13	1	98

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	0 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17 名	5 名	3 名	6 名	0 名	1 名	0 名	32 名
知的障がい者	21 名	4 名	12 名	2 名	1 名	13 名	2 (岡崎市)	55 名
精神障がい者	4 名	0 名	5 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	11 名
合計	42 名	9 名	20 名	8 名	1 名	15 名	3 名	98 名

★市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	8 名	3 名	1 名	12 名
知的障がい者	24 名	8 名	4 名	36 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	32 名	12 名	5 名	49 名

市民後見人 23 名の方が上記表の 49 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 16 日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 54 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者 : 62 人

(法人賛助会員 5 含む)

認定寄付者人数 93 人



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

★愛知県より令和 2 年 2 月 13 日～令和 7 年 2 月 12 日までを有効期間とする認定 NPO の更新をすることができました。(令和 2 年 1 月 14 日付)ご支援・ご協力ありがとうございます。

編集後記

コロナ禍のなか、台風、酷暑等の自然環境と共存していくためには、ひとりではなんともしようがないことを身をもって感じました。対人支援もさまざまな人との支え合いや協働・協力によって支援活動ができているように感じます。2020 年度日本郵便助成金による「市民後見人養成講座」「市民後見人の活動の手引き(東三河版)作成委員会」のプロジェクトも始まりました。感染症防止対策を十分注意しながら進めていきたいと思います。 時節柄、ご自愛ください。(編集:工藤明人)